

沖縄地域貢献活動関連規約等の改廃について

沖縄地域貢献活動に関する従前の規約、規程、要項を廃止し、現状に即した規程及び要項を新たに制定する。

廃止する規約、規程、要項

- ・(社) 沖縄県建築士会「沖縄地域貢献活動センター」規約
- ・(社) 沖縄県建築士会「沖縄地域貢献活動センター委員会」運営規程
- ・(社) 沖縄県建築士会「沖縄地域貢献活動基金」規程
- ・(社) 沖縄県建築士会沖縄地域貢献活動基金の運用及び助成対象事業の決定に関する要項
- ・沖縄地域貢献活動基金助成対象事業募集要項

制定する規程、要項

- ・公益社団法人沖縄県建築士会地域貢献活動に関する規程
- ・沖縄地域貢献活動助成対象事業募集要項

提案理由及び対応

現在の規約等は、公益社団法人移行前の平成20年1月17日に施行されたものであり、また「沖縄地域貢献活動センター」が長期にわたり実績や活動もなく、機能していないことから当該センターを廃止し、その機能を理事会へ移行することとしたため、当該センターに関する規程が不要となるものです。

募集要項については、対外向け募集の周知を目的としたものであり、規程とは別に制定します。

「沖縄地域貢献活動基金」については、規程の廃止に併せて一般会計に組み入れ、今後は当会による助成事業として次年度の推測件数を事業計画に計上いたします。

メンバーズコメントの募集

本会の規約、規程、要項の廃止及び新たに制定する規程、要項試案について、会員の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

1. 意見募集期間

令和5年9月13日(水)～令和5年10月4日(水)

2. 意見の提出先等

- ① 本会HPから事務局宛て電子メールにて応募願います。
- ② 電子メールは、テキスト形式(ワード又は一太郎)でお願いします。

3. 留意事項

- ① ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ② 書式は、自由とします。

【廃止する規約】

(社)沖縄県建築士会「沖縄地域貢献活動センター」規約

1. 名 称

名称は、(社)沖縄県建築士会沖縄地域貢献活動センター（以下の本規約、関連する規程及び要項において「活動センター」という。）とする。

2. 目 的

活動センターは本会会員が参画する地域貢献活動を支援し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

3. 事 業

活動センターは前項の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)本会会員が参画する地域貢献活動に対する支援

(2)国・自治体及び関係団体からの本会に対する委託事業、人材派遣等に関連して実施される地域貢献活動に対する活動費助成

(3)その他、活動センターが助成を必要と認めた、地域貢献活動に対する活動費助成

(4)(社)日本建築士会連合会地域貢献活動推進センターとの連携及び活動団体への情報・技術等の提供

4. 運 営

活動センターに、活動センター委員会及び事務局を置き、必要な業務を行う。

5. 運営資金

活動センターの事業に必要な経費は、(社)沖縄県建築士会沖縄地域貢献活動基金から支弁する。

6. その他

活動センターの運営にあたって、この規約に定めのない事項は本会定款等の規程に準拠する。

7. 附 則

この規約は、平成 20 年 1 月 17 日から施行する

【廃止する規程】

(社)沖縄県建築士会「沖縄地域貢献活動センター委員会」運営規程

1. 目的

この委員会は、活動センターの適正な運営を図ることを目的とする。

2. 業務

委員会は、次の業務を行う。

- (1)募金活動に関すること。
- (2)活動基金の運用に関すること。
- (3)助成対象事業及び助成金額の決定に関すること。
- (4)その他必要事項に関すること。

3. 組織

- (1)委員会は10名以下の委員をもって組織する。
- (2)委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- (3)委員長の推薦によって本会会員以外を委員とすることができる。
- (4)委員会に小委員会を設けることができる。

4. 任期等

委員の任期等は、本会定款等の規程に準拠する。

5. 事務局

委員会の庶務・経理は、活動センター事務局において処理する。

6. 附則

この規程は、平成20年1月17日から施行する。

【廃止する規程】

(社)沖縄県建築士会「沖縄地域貢献活動基金」規程

1. 名 称

この基金の名称を(社)沖縄県建築士会沖縄地域貢献活動基金（以下本会規程及び関連する要項において「活動基金」という。）とする。

2. 目 的

活動基金は、地域貢献活動に対する助成金の財源として、地域貢献活動の活性化に寄与することを目的とする。

3. 積立金

活動基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計金額とする。

- (1)本会が基金の積立財源として繰り入れた額。
- (2)(社)日本建築士会連合会地域貢献活動推進センターからの出捐金。
- (3)活動基金から生じる収入額。
- (4)寄付金による額。

4. 管 理

活動基金は、本会の他の会計と区別して管理する。

- (1)活動センターに活動基金を特別会計として置き、会計処理する。
- (2)活動基金の預入利息は、活動基金に組み入れるものとする。
- (3)活動基金の収支状況の報告等に関しては、本会定款等の規程に準拠する。

5. 活動基金の取り崩し

活動基金は、活動センターの事業を行うため、必要に応じて取り崩すことができる。

6. 補 則

活動基金の管理について、その他必要な事項は、活動センター委員会において決定し、理事会に報告するものとする。

7. 附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 17 日から施行する。

【廃止する要項】

(社)沖縄県建築士会沖縄地域貢献活動基金の 運用及び助成対象事業の決定に関する要項

1. 目的

この要項は、活動センター委員会運営規程に基づき、活動基金の運用及び助成対象事業並びに助成額の決定について必要な事項を定める。

2. 活動基金の運用

活動基金は、次により適正に運用されるものとする。

(1)活動基金の運用方針は、中長期の目標額、助成事業の推移及び資金計画に基づき策定する。

(2)毎年の助成額総額は、繰入金、事業助成金及び毎年の寄付金等の総額とする。

3. 助成の対象

助成の対象

(1)本会会員が参画する地域貢献活動に対する活動助成

(2)国・自治体及び関係団体等からの本会に対する委託事業・人材派遣等に関連し、実施される地域貢献活動に対する活動費助成。

(3)その他、活動センター委員会が助成を必要と認めた地域貢献活動に対する活動助成及び活動費助成。

4. 活動団体の助成申請者

(1)建築士会の内部組織(支部、研究会等)の代表者。

(2)活動助成等の交付の申請ができる者は、交付申請時に当該団体に本会の会員として、継続して5年以上在籍する者2名以上が所属する団体の代表者で、第3項に掲げる助成対象活動を行おうとする者。

5. 活動団体の助成の額

(1)活動団体の助成額は第3項に掲げる助成の対象に係わる活動助成に対し、1件につき30万円がかつ総事業費の1/2の範囲において、活動センター委員会が決定する額とする。ただし、当該活動が著しく地域貢献活動に寄与するものと認められる場合は、活動センター委員会がその都度定める額とする。

(2)継続的事業の場合は限度額を20万円、期間は3年までとする。

6. 助成金の交付の申請

第3項各号の助成の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類により、活動センター委員会に申請しなければならない。

(1)地域貢献活動基金助成申請書

(2)事業計画書

(3)事業の収支予算書

7. 助成金の額の確定

活動センター委員会は、交付すべき交付金の額を確定し、文書により交付申請者に通知するものとする。

8. 助成金の請求

交付申請者は、前項の通知を受けたときは活動センター委員会に助成金の交付を請求するものとする。

9. 助成金の返金等

活動センター委員会は、交付申請者が不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき、又は交付決定に付した条件に違反したときは、当該助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金の返還を求めるものとする。

10. 活動・事業報告

第8項の助成金の交付を受けた者は、活動が終了したときは速やかに活動状況を文書により活動センター委員会に報告しなければならない。

11. 補則

地域貢献活動基金の運用及び助成対象事業に関するその他必要な事項は、活動センター委員会において決定することができる。

附則

この要項は、平成 20 年 1 月 17 日から施行する。

【廃止する要項】

沖縄地域貢献活動センター

沖縄地域貢献活動基金 助成対象事業募集要項

1. 趣旨・目的

(社)沖縄県建築士会会員が参画する地域貢献活動の活性化に寄与することを目的として、
(社) 沖縄県建築士会沖縄地域貢献活動基金により、活動助成金等の支援を行います。

2. 助成対象事業

本会会員が参画する以下のテーマに沿った営利を目的としない地域貢献活動を対象とします。

- (1)地域のまちづくり
- (2)歴史的遺産の再生と活用
- (3)景観の保全
- (4)居住環境の保全・改善
- (5)福祉環境の整備
- (6)地域住宅づくり
- (7)地域防災づくり
- (8)自然環境の保全・整備
- (9)その他、地域活性化、ボランティア等

3. 助成額

一件の年間の限度額を20万円(助成率1/2以内)とし、限度額の範囲内で(社)沖縄県建築士会地域貢献活動センター委員会(以下「活動センター委員会」という。)が決定した額とします。(継続事業の場合、限度額を10万円とし、3年間を限度とします。)

4. 助成金の交付申請

- (1)申請時に当該団体に2名以上の建築士が所属していること。
- (2)建築士会の内部組織(支部、研究会等)の代表者。
- (3)所定の地域貢献活動基金助成申請書により申請を行ってください。
- (4)助成金額は、活動センター委員会が決定し、申請者へ通知します。
- (5)申請は随時受け付け、活動センター委員会で審査のうえ、申請月から2ヶ月以上経過した毎年3月・6月・9月・12月に助成金の交付を行います。

【新制定規程の試案】

公益社団法人沖縄県建築士会地域貢献活動に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県建築士会（以下「本会」という。）の目的として、地域社会の健全な発展に寄与することが定款において掲げられていることに鑑み、本県における地域貢献活動の支援に関する事項を定めるものとする。

（対象活動）

第2条 支援の対象とする活動は、次の各号の一に該当するものとする。

- （1）本会会員が複数名参画する地域貢献活動であること。
- （2）国、地方公共団体及び関係団体からの本会に対する委託事業、人材派遣等に関連して実施される地域貢献活動であること。
- （3）その他、特別に支援が必要と認められた地域貢献活動であること。

（支援の申請及び決定）

第3条 支援を受けようとする者は、別に定める募集要項に基づき、本会に対して支援の申請を行わなければならない。

- 2 本会は、前項の申請があった場合、総務委員会において審査し、理事会において承認の可否を決定する。

（支援の方法）

第4条 支援の方法は、活動にかかる経費の一部を助成するものとする。

- 2 助成する額は限度額の範囲内とし、理事会において決定した額とする。
- 3 限度額は1年度1件あたり20万円とする。ただし、複数年度にわたり継続する活動については、各年度の限度額を10万円とし、3か年度を上限とする。

（その他）

第5条 この規程の運営に当たって定めのない事項については、募集要項によるほか、理事会の協議によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年 月 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「沖縄地域貢献活動センター規約」（平成20年1月17日施行）及び「沖縄地域貢献活動センター委員会運営規程」並びに「沖縄地域貢献活動基金規程」及び「沖縄地域貢献活動基金の運用及び助成対象事業の決定に関する要項」は廃止する。

【新制定要項の試案】

沖縄地域貢献活動助成対象事業募集要項

第1. 目的

この要項は、「公益社団法人沖縄県建築士会地域貢献活動に関する規程」第3条の規定に基づき、活動の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

第2. 支援対象活動

支援対象となる活動は、本会会員が参画する営利を目的としない活動で、以下の内容に沿った活動とする。

- (1) 地域のまちづくり
- (2) 歴史的遺産の再生と活用
- (3) 景観の保全・改善
- (4) 居住環境の保全・改善
- (5) 福祉環境の整備
- (6) 地域住宅づくり
- (7) 地域防災づくり
- (8) 自然環境の整備・保全
- (9) その他、地域活性化、ボランティア活動等

第3. 支援の申請等

支援の申請は、所定の「地域貢献活動支援申請書」によることとする。

- 2 申請時において、申請する団体の中に本会会員として5年以上継続して在籍する者2名以上が含まれていること。
- 3 申請は随時受け付けることとし、申請月から2か月以上経過した毎年3月、6月、9月、12月に助成金の交付を行うものとする。

第4. 助成金の返還等

申請者が不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は交付決定に際して付した条件に違反したときは、当該助成金の交付の決定を取り消すとともに、すでに交付した助成金については返還を求めることとする。

- 2 前項の規定により助成金の返還を求められた場合、申請者は、直ちにこれに応じなければならない。

第5. 活動報告等

申請者は、当該活動が終了したときは、速やかにその結果を文書により報告しなければならない。

- 2 前項の報告のほか、別途、活動結果を発表する機会が生じた場合は、これに応じるよう努めなければならない。

第6. その他

この要項は、令和5年 月 日から施行するものとし、従前の要項は廃止する。